

AV出演被害防止・救済のための取組の概要

1. AV出演被害防止・救済法のルールによる被害の防止

<基本原則> (3条)

- AV事業者等は、AV出演被害の重大性を自覚し、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにすること
- 撮影における性交等の強要は禁止
- 公序良俗に反する契約は無効
- 売春等は許容されない

<出演契約等の特則> ※主なもの

【締結に関する特則】 (4～6条)

- 出演契約は、AVごとに締結しなければならない
- 契約書等の交付義務 (罰則で担保)

【履行等に関する特則】 (7～9条)

- 撮影まで1か月、公表まで4か月の時期の規制
- 意に反する性行為は拒絶できる
- 出演者の安全等に配慮する義務
- 事前確認の機会の付与

【無効、取消、解除等に関する特則】 (10～14条)

- AVを特定しないで出演義務を課す契約条項 ⇒ 無効
- 契約書等交付義務、説明義務違反 ⇒ 契約を取り消せる
- 履行等に関する特則(7条～9条)違反 ⇒ 無催告で解除できる
- 任意解除 (全てのAV出演契約⇒公表後1年間 (施行後2年間に締結した出演契約は「2年間」)、無条件で解除可能)
- ※ 任意解除を妨げる不実告知又は威迫・困惑行為の禁止 (罰則で担保)

<差止請求権> (15条)

- 出演者は、出演契約に基づくことなくAVの制作公表がされた、又は出演契約の取消し・解除をしたときは、制作公表の停止・予防及びこれに必要な行為を請求できる

<プロバイダ責任制限法の特例> (16条)

- プロバイダ等から情報発信者に対する削除同意照会期間を通常の「7日」から「2日」に短縮

⇒ 法の趣旨・内容の周知 (ウェブサイトにて法の解説、任意解除・差止請求等の通知の様式、英語訳等を掲載等) 【内閣府】

⇒ 施行後の状況把握 (調査、支援団体等からの聞き取り) 【内閣府】

2. 相談体制の整備・充実

<出演者等からの相談体制の整備> (17・18条)

- ⇒ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (全ての都道府県が設置) を相談機関と位置付け、出演者等からの相談を受ける体制を整備 (相談員等への説明会の開催、交付金による支援等、#8891の運用等)

- ⇒ 相談内容に応じて、法的支援、同行支援、情報提供等の支援を行った 【内閣府】

※令和4・5年度 (施行後1年9か月間) の相談件数 382件

(その他の相談先)

- 性暴力に関するSNS相談 ・ Curetime (キュアタイム) 【内閣府】
- プロバイダ等への削除請求等に関する相談先
 - ・ 違法・有害情報相談センター 【総務省】 ・ 人権相談 (法務局) 【法務省】

4. 厳正な取締りの推進

AV出演被害に対し、各種法令の適用を視野に入れた取締りを推進するよう通達し、各都道府県警察において、AV出演被害防止・救済法の罰則規定の適用も含め、厳正な取締りが推進されている 【警察庁】

<AV出演被害の防止・被害者保護に係るその他の関係法令>

民法、プロバイダ責任制限法、刑法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法、私事性的画像被害防止法、売春防止法、著作権法、児童福祉法、児童ポルノ禁止法、風営適正化法

3. 被害を防ぐための広報・啓発

<教育・啓発> (19条)

- ⇒ 被害の未然防止のための教育・啓発活動を実施

- ・ SNSの活用等による情報発信
- ・ 政府広報の活用 (バナー広告、啓発動画等)
- ・ 若年層の性暴力被害予防月間の実施 等 【内閣府】



啓発動画



バナー広告

AV出演被害に関するワンストップ支援センターへの相談状況

1 相談件数

令和4年度・令和5年度（計）： 382件

• 令和4年度※： 164件

※ AV出演被害防止・救済法施行後の令和4年7月～令和5年3月

• 令和5年度： 218件

〔ワンストップ支援センターは全ての都道府県に設置。
うち、18都道府県で相談あり。〕

2 相談者の属性・相談内容

●相談者の属性について

- 相談者の年代は、20代が最も多く、6割弱を占めた。
その他の年代からも幅広く相談があった。
- 相談者の性別は、女性が約8割、男性が約2割であった。

●相談内容について

- 法の施行日前（令和4年6月22日以前）に締結された契約に関する相談が146件、法施行後（令和4年6月23日以降）に締結された契約に関する相談が184件であった。（令和5年度に限れば、8割弱が法施行後に締結された契約に関する相談）
- 出演したAVの公表後の相談が263件、公表前の相談が52件であった。

3 支援の内容について

※複数回答

●法律等に関する支援

- 法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）が提供できることについて説明した：107件
- 差止請求等について説明した：72件
- 任意解除について説明した：61件
- 法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）を行うことになった：37件
- 弁護士に法律相談をした：20件
- 任意解除の通知の書き方について説明した：17件
- 出演に係るリスクについて説明した：14件
- 差止請求等に関する通知の書き方について説明した：12件
- 弁護士に委任することになった：10件

●その他の支援

- 精神的な不調や問題に係る支援、情報提供を行った：74件
- 身体の不調や問題に係る支援、情報提供を行った：28件
- 家族や人間関係に関する問題に対する支援、情報提供を行った：18件
- 経済的な問題に係る支援、情報提供を行った：14件

（注）都道府県から報告のあった件数について、令和6年4月末時点で取りまとめたものである。